

発議第 2 号

瀬戸内市議会議員定数条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 29 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 瀬戸内市議会議員 原野 健一

賛成者 瀬戸内市議会議員 河本 裕志

（提出の理由）

昨今の社会情勢、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、次期改選時からの議員定数を現行の 20 人から 2 人減の 18 人とするため、条例の一部を改正するものである。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会議員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会議員定数条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「20 人」を「18 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

瀬戸内市議会議員定数条例(平成16年瀬戸内市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、瀬戸内市議会の議員の定数を <u>20人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、瀬戸内市議会の議員の定数を <u>18人</u> とする。